

知っ得

情報ボックス

給食センターの調理・運搬業務委託者募集

平成26年度以降の町立学校給食センターの調理・運搬業務委託者の公募説明会を開催します。

○応募資格

町内の個人及び法人

○業務委託の内容

学校給食の調理及び各学校への配送業務

○開催日時

2月4日(火)午後3時30分～

○開催場所

指江庁舎2階大ホール

※説明会に出席される人は、2月3日(月)までに教育総務課へご連絡ください。

○問い合わせ先

町教育委員会教育総務課

☎(88) 5679

復興所得税を申告・納税する必要があります

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興所得税の申告および納付をすることとなっています。復興所得税の額は、各年分の基準所得税額

に2・1%の税率を掛けて計算した額です。

◎問い合わせ先

出水税務署

☎(62) 0200

「にせ税理士」にご注意！

税理士でない、いわゆる「にせ税理士」が、税務代理、税務書類の作成および税務相談の税理士業務を行うことは、税理士法で固く禁じられています。所得税および復興特別所得税ならびに消費税および地方消費税の確定申告や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であるか、必ず確認しましょう。また国税局や税務署の職員を装った不審な電話が増加しています。アンケート調査や統計調査と称して、「年齢や家族構成を教えてください」、「年金はもらっているか」、「預金額はいくらか」といった内容です。不審な点があるときは、即答は避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署に問い

合わせください。

◎問い合わせ先

出水税務署

☎(62) 0200

確定申告無料相談を実施します

南九州税理士会出水支部では確定申告に関する無料相談を行っています。

○実施時期

2月1日～2月28日

(※土日・祝日を除く)

○場所

南九州税理士会出水支部の各会員事務所

○相談内容

個人の所得税・消費税に関する相談

○報酬

申告に関する相談(30分程度)は無料。ただし、具体的に申告書の作成を依頼される場合は有料。

○予約

相談を希望される最寄りの税理士事務所に必ず相談日時の予約をしてください。

※税理士には職務上知り得た秘密を守る義務(守秘義務)

が課せられていますので、安心してご相談下さい。

ミツバチ飼育は届け出が必要

ミツバチの群の配置を適正にすることで、ミツバチによる蜂蜜などの増産を図るとともに農作物の花粉交配を効率化することを目的に、平成24年6月に養蜂振興法が改正され、平成25年1月1日から施行されました。ミツバチを飼育している人は、毎年1月末までに飼育届けの提出が必要です。

○提出期限 1月31日(金)

○提出先および問い合わせ先

北薩地域振興局農政普及課

☎0996(25) 5531

県営住宅空き家待ち順位登録

県営住宅の年1回の定期募集による入居希望者の空き家待ち順位を明確にするために次のとおり募集します。

○物件

県営寺山団地ほか7団地

○申込書の配布・受付